

筑西市公告

公有財産(土地)売払いに係る一般競争入札の執行について

公有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札（以下「本入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び筑西市契約規則（平成１７年市規則第４２号）第４条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和７年１１月２６日

筑西市長 設 楽 詠美子

１ 一般競争入札に付する公有財産（土地）の概要

物件番号	７－１
名 称	旧大村小学校プール跡地
所 在	筑西市海老ヶ島字岡山 １４７２番２、１４７３番２、１４７６番２
土地面積（㎡）	１，４３５㎡（登記簿）
予定価格	１１，５８０，０００円
備 考	市街化区域、第一種低層住居専用地域 建ぺい率＝４０％、容積率＝８０％ ※その他詳細は「物件調書」参照（管財課にて縦覧） 登記面積による売却とする

２ 入札参加資格

本入札参加資格は、次に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は同条第２項各号に該当しない者であること。
- (2) 当該者（法人にあつては、実質的にその経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者及びその従業者）が筑西市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者、及び当該該当する者と社会通念上不適當と認められる関係を有していない者であること。
- (3) 税を滞納していない者であること。
- (4) 当該公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) １８歳以上の者であること。（個人の場合）

- (8) 「3 入札参加申込の方法」により、あらかじめ本入札への参加申込をした者で、かつ、「6 入札保証金」のとおり入札保証金を納付した者であること。

3 入札参加申込の方法

本入札に参加しようとする者は、次により市長に申込みし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加の申込み受付

- ア 期 間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月16日（火）まで
（土曜日・日曜日を除く）
- イ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 場 所 筑西市財務部管財課（本庁舎4階）
- エ 提出書類 下記「(2)入札参加の申込書及び添付書類」のとおり
- オ 提出方法 持参もしくは書留による郵送（期限内必着）

(2) 入札参加の申込書及び添付書類

【個人の場合】

【法人の場合】

ア 一般競争入札参加申込書（別紙1）	ア 一般競争入札参加申込書（別紙1）
イ 身分証明書（写真付き）の写し※1	イ 現在事項証明書
ウ 住民票抄本	ウ 印鑑証明書
エ 印鑑登録証明書	エ 納税証明書（完納証明書）※2
オ 納税証明書（完納証明書）※2	オ 誓約書（別紙4）
カ 誓約書（別紙4）	

※1 : 免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の写し

※2 : 筑西市内に住居がある方もしくは筑西市内に本店・支店又は営業所を有する法人は筑西市の発行する納税証明書、それ以外の方は住居のあるもしくはそれ以外の法人は本店・支店又は営業所のある市区町村の発行する納税証明書（完納証明書）

※共通：各証明書等は発行後90日以内の原本に限る

共有で申込みされる場合の添付書類は全員分必要

(3) その他

- ① 申込書類は、公告日から配布する。

市指定のものは筑西市ホームページからダウンロードすること。

(<http://www.city.chikusei.lg.jp>)

- ② 申込書類の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。

- ③ 提出された書類のうち、行政機関の発行する証明書（落札者の住民票抄本又は現在事項証明書は除く）に限り、申込者の申出により還付する。この場合、入札参加の申込書の提出時に併せて、還付を要求する旨の文書（任意様式）及び返信用の封筒（要

切手)を提出しなければならない。その他の書類に関しては、返却を認めない。

4 入札参加者の資格確認

(1) 入札参加資格の確認

入札参加の申込書及び添付書類の提出を受け、入札参加資格の確認を行う。なお、受付期間内に申込書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知する。

通知書発送予定日 令和7年12月19日(金)

※入札保証金用の納付書も同封する。

5 現地説明会

本入札に際しては、物件の現地説明会は実施しない。必要に応じて、入札参加申込者自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行うこと。なお、物件周辺の道路は狭隘であることから、現地調査を行う際には隣接地権者及び周辺住民へ配慮するとともに、交通事故等には十分に留意すること。

6 入札保証金

(1) 入札参加申込者は、下記納付期限(入札日の前日)までに、市が発行する納付書(入札参加資格確認結果通知に同封)により入札保証金(売払い予定価格の10%以上で市が定める額)を納付すること。

納付期限：令和8年1月8日(木)午後3時まで

(2) 入金確認のため、納入通知書兼領収書の写しを入札当日に提出すること。

(3) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。落札者以外については入札執行後、入札保証金還付請求書の提出を受けてから30日程度で還付する。

(4) 落札者が指定された契約締結日までに契約を締結しないとき又は「2 入札参加資格」に該当しないと判明したときは、当該落札は無効とし入札保証金は市に帰属する。

(5) 入札保証金には、利息を付さない。

7 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年1月9日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 筑西市役所本庁舎 4階 403会議室

(3) 方 法 入札執行者は、定刻に入札参加者の出欠等を確認し入札室に入室させる。
入札参加者は、会場内にある入札箱に来場後速やかに入札書(別紙2)の入った、封筒記入例に基づき作成した任意の封筒を投函する。代理人として

入札に参加する場合は、会場の係員に委任状（別紙３）を提出する。

(4) その他提出資料

入札書、委任状とは別に、入札日に下記資料を持参し提出すること。

- ① 一般競争入札参加資格確認結果通知書（確認のみ）
- ② 入札保証金に係る「納入通知書兼領収書」の原本と写し（原本は確認後返却する）
- ③ 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（別紙５）
- ④ 入札保証金還付請求書（別紙６）

(5) 留意事項

- ① 郵送等による入札は認めない。
- ② 入札会場への入場は、１申込みにつき１名とする。
- ③ 入札に際しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、筑西市契約規則その他の法令等の規定を順守し、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為をしてはならない。
- ④ **入札書及び封筒に印鑑証明印が無いものは無効とする。**
投函した入札書（別紙２）及び封筒は、書換え、引換え、訂正、又は撤回することはできない。
- ⑤ 入札回数は１回とし、落札者がいない場合は入札を中止し不調とする。
- ⑥ 入札参加者は、入札後において、この公告、契約書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ⑦ 代理人は２人以上の入札者の代理人となることはできない。
- ⑧ 「６ 入札保証金」の納付がされなかった者は、入札を認めない。

８ 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和８年１月９日（金） 入札終了後直ちに
- (2) 場 所 筑西市役所本庁舎 ４階 ４０３会議室
- (3) 方 法 入札終了後、直ちに開札を行い、落札者を決定する。
- (4) 立会い 入札参加者又は代理人は開札に立会うこと。

９ 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、市で決めた方法により、くじ引きで落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定後、落札者に文書により通知する。

１０ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申込みを行った者のした入札
- (3) 委任状（別紙３）を持参しない代理人の行った入札
- (4) 金額その他必要事項が不明瞭又は未記入である入札
- (5) 入札に関し不正行為のあった入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

1 1 契約の締結、契約保証金、売払代金の納入、売払物件の引渡し等

- (1) 契約の締結
 - ① 売却の決定を受けた日から１４日以内を目安に公有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を締結する。
 - ② 売買契約書に貼付けする収入印紙は落札者の負担とする。
- (2) 契約保証金
 - ① 既に納付されている入札保証金を、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
 - ② 契約保証金は、売払代金と契約保証金との差額の支払いと同時に売払代金に充当する。
 - ③ 債務の不履行により契約を解除した場合は、契約保証金は返還しない。
 - ④ 契約保証金には、利息を付さない。
- (3) 売払代金の納入、売払物件の引渡し、所有権移転登記等
 - ① 納入する売払代金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。
 - ② 売払代金の納入は、市が発行する納付書により、令和８年２月２０日（金）までに、指定の金融機関の預金口座に払い込むものとする。
 - ③ 売払物件の所有権移転登記は、売払代金の納入確認後、市が行うものとする。ただし、所有権移転登記における各種経費（登録免許税を含む）は全て落札者の負担とする。
 - ④ 売払物件の引渡しは、売払代金の納入確認後、現状渡しとする。
 - ⑤ 落札者は、売払代金の納付後、所有権移転登記に必要な関係書類を７日以内に提出すること。

1 2 契約に当たって付す特約

売買契約に当たっては、下記に掲げる事項を特約として付す。売買契約書内にも記載するので確認すること。

【契約不適合責任】

- ① 落札者は、契約締結後、売払物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないのほか、土壌汚染等を発見しても、修補の請求、売払代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- ② 落札者が消費者契約法第2条第1項に定める消費者に該当する場合、上記①の規定にかかわらず、種類又は品質が契約の内容に適合しないときは、修補の請求のみをすることができる。
- ③ 前記②の修補の請求金額は、売払代金を超えることはできない。
- ④ 前記②の修補の請求は、売払物件の引渡時から2年間行使することができる。

1 3 用途制限

- (1) 落札者は、売買契約の締結日から5年間（以下「指定期間」という。）は、売払物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第6項に定める店舗型性風俗特殊営業その他これらに類するもの。
 - ② 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に定める暴力団もしくは第2号及び第3号に規定にする者が使用する事務所、住宅又はこれに類するもの。
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体の事務所又はこれに類するもの。
- (2) 指定期間内に売払物件の所有権を第三者に移転するときには、その残存期間について前項に定める使用の禁止を書面にて承継させるものとし、当該第三者に対して前項に定める用途に使用させてはならない。

1 4 その他注意事項

次の事項を了承の上、売払物件を買受けるものとする。

- (1) 物件の引渡しは現状有姿とし、売払物件内の動産類や樹木、ゴミの撤去等が必要な場合は全て落札者自身で行うこと。
- (2) 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、地下・地中・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、市は原則的に行わない。
- (3) 現物と公示数量が一致しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。

- (4) 本物件の地盤、土壌汚染の調査は実施していない。
- (5) 売払物件に関わる土地利用に関し、隣接土地利用者及び近隣住民との調整については、全て落札者において行うこと。万が一、売払物件において、隣接土地所有者及び地域住民等との紛争が生じた場合は、全て落札者の責任において対応すること。
- (6) 入札執行後、落札金額、落札者名等を公表する場合がある。
- (7) 本公告に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、筑西市契約規則、その他関係法令等の定めるところによる。

1 5 売払いの流れ

- (1) 公有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札の公告

令和7年11月26日（水）より

- (2) 入札参加申込書の提出

- ① 期 間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月16日（火）まで
（土曜日・日曜日を除く）
- ② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 場 所 筑西市財務部管財課（本庁舎4階）
- ④ 方 法 持参もしくは書留による郵送（期限内必着）

- (3) 入札参加資格の確認結果通知

- ① 発 送 令和7年12月19日（金） ※予定

- (4) 入札保証金の納付

- ① 期 限 令和8年1月8日（木）午後3時まで
- ② 方 法 市が発行する納付書による
- ③ 報 告 入札日当日に、納入通知書兼領収書の写しを提出する

- (5) 入札の日時及び場所

- ① 日 時 令和8年1月9日（金） 午前10時00分から
- ② 場 所 筑西市役所本庁舎 4階 403会議室

- (6) 開札の日時及び場所並びに落札者の決定

- ① 日 時 令和8年1月9日（金） 入札終了後直ちに
- ② 場 所 筑西市役所本庁舎 4階 403会議室

- (7) 公有財産売却決定通知書による通知

- ① 日 時 令和8年1月23日（金） ※予定

（注）開札により落札者は決定しますが、本通知書の通知には、筑西市公有財産に係る売払いの手續等に関する要綱第19条に基づく内部決済（承認）が必要です。この内部決済は、通知可否の最終確認であり、その完了状況により通知予定日は変動します。決済が承認されず通知がなされない場合は、売払いは実施されません。本通知書の通知をもって売払いが最終決定となりますので、あらかじめご了承ください。

(8) 契約の締結

公有財産売却決定通知書の交付を受けた日から14日以内を目安に公有財産売買契約を締結する

(9) 売払代金の支払い

- ① 期 限 令和8年2月20日（金）まで
② 方 法 市が発行する納付書による
③ 納入額 落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額

(10) 所有権移転登記

- ① 日 程 売払代金の納入確認後
② 方 法 市が実施する
③ 費用負担 所有権移転登記に必要な各種経費（登録免許税含む）は全て落札者の負担とする
④ 必要書類 落札者は、所有権移転登記に必要な関係書類を売払代金の納入後7日以内に市に提出すること

(11) 物件の引渡し

- ① 日 程 売払い代金の納入確認後
② 方 法 現状有姿にての引き渡し

1.6 問い合わせ

筑西市役所財務部管財課

所在地 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地

電 話 0296-22-7677（直通）